

評価結果報告書

「評価結果報告書」

- ・事業所の基本情報(名称、所在地、サービス種別など)
- ・総評(特に評価の高い点、改善を求められる点など)
- ・受審事業者のコメント

評価結果報告書		第三者評価詳細	
① 第三者評価機関名			
第三者評価機関名	3hyouka		
② 施設・事業所情報			
名称		評価対象サービス	保育所版
対象分野		定員	名
所在地			
TEL		ホームページ	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日			
経営法人・設置主体(法人名等)			
職員数	常勤職員：名	非常勤職員：名	
専任職員	：名		
施設・設備の概要	：		
③ 理念・基本方針			
④ 施設・事業所の特徴的な取組			
⑤ 第三者評価の受審状況			
評価実施期間	《契約日》 ～ 《評価結果確定日》		

「第三者評価結果」

- ・判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果
- ・判定理由等のコメント

評価結果報告書		第三者評価詳細	
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
【1】I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。			
【第三者評価結果：b】			
I-2 経営状況の把握			
【2】I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。			
【第三者評価結果：b】			
【3】I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。			
【第三者評価結果：b】			

判断基準(a・b・c)とは到達状況

～詳細結果の判断基準(a・b・c)は、ランク付けではありません。～

より望ましい福祉サービスの水準に向けた「到達状況」を表わしています。第三者評価が事業者自身では気づき得なかった課題等への気づきを促し、日常業務の振り返りと課題解決に向けたきっかけをつくるという意味で、多くの事業者が標準的な「b」となるよう整理されています。

なお、一部の評価項目で以下のような「評価外」または「非該当」と取り扱うことを定めているものがあり、その場合は当該項目のコメント欄にその理由が記されます。＊(a・b・c)は表記されません。

「評価外」：福祉サービスの特性上、実施が想定しづらいもの

「非該当」：制度上、福祉施設・事業所毎に取組の有無が異なるもの

※保育分野における「非該当」扱いとする評価項目を整理した2024年4月1日以前に実施した保育分野の評価では、上記「非該当」に相当する評価項目について、判断基準「c」を付したうえでコメント欄にその理由を記しているものがあります。